第二十八条第九項を同条第十一項とし、同条第八項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項の次に次の二項を加える。

6　法第四十三条第一項の表の第四号の上欄に規定する政令で定めるものは、エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律第二条第三項第一号に掲げる機械その他の減価償却資産のうち同欄に規定する再生可能エネルギー源（エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律施行令第一条第一号、第二号及び第五号に掲げるものに限る。）の利用に資するもの又は同項第五号（同項第一号に係る部分に限る。）に掲げる機械その他の減価償却資産のうち同欄に規定する再生可能エネルギー利用資産の持続的な利用に資するものとして経済産業大臣が財務大臣と協議して指定するもの（その取得又は製作若しくは建設に充てるための国又は地方公共団体の補助金又は給付金その他これらに準ずるもの（以下この項において「補助金等」という。）の交付を受けた法人が当該補助金等をもつて取得し、又は製作し、若しくは建設した当該補助金等の交付の目的に適合したものを除く。）とする。

7　法第四十三条第一項の表の第四号の上欄に規定する政令で定める法人は、次に掲げる法人とする。

一　電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者に該当する法人

二　投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十二項に規定する投資法人

三　匿名組合契約等（匿名組合契約（当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含む。）及び外国におけるこれに類する契約をいう。以下この号において同じ。）に基づいて出資を受ける法人（法第四十三条第一項の表の第四号の上欄に規定する再生可能エネルギー発電設備等を当該法人の事業であつて当該匿名組合契約等の目的であるものの用に供するものに限る。）

第二十八条に次の一項を加える。

12　経済産業大臣は、第六項の規定により機械その他の減価償却資産を指定したときは、これを告示する。

第二十八条の八を次のように改める。

（情報流通円滑化設備の特別償却）

第二十八条の八　法第四十四条の五第一項に規定する政令で定めるものは、特定電気通信設備（特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）附則第五条第二項第二号に規定する特定電気通信設備であつて、同号に規定する電磁的記録として記録された情報を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供するためのものをいう。以下この条において同じ。）のうち主として当該特定電気通信設備が設置される都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県において当該情報の提供を受ける者にその提供を行うためのものとして財務省令で定めるものであつて、情報通信業のうち財務省令で定める事業（以下この条において「特定情報通信業」という。）を行う法人が法第四十四条の五第一項に規定する総務省令で定める地域内においてその特定情報通信業の用に供するものとする。

第二十九条第三項中「及び第五号」を削り、同項第三号中「身体障害者又は知的障害者である短時間労働者」を「対象障害者である短時間労働者」に改め、同項第五号を削り、同条第四項中「前項第一号及び」を「前項第一号、」に、「から第五号まで」を「及び第四号」に改める。

第二十九条の三を削る。

第二十九条の四第一項中「第四十七条第一項」を「第四十六条の二第一項」に改め、同条第二項中「第四十七条第一項」を「第四十六条の二第一項」に、「第六十八条の三十四第一項」を「第六十八条の三十三第一項」に、「第三十九条の六十三第一項」を「第三十九条の六十二第一項」に改め、同条を第二十九条の三とし、同条の次に次の一条を加える。

（企業主導型保育施設用資産の割増償却）

第二十九条の四　法第四十七条第一項に規定する政令で定める減価償却資産は、次に掲げるものとする。

一　遊戯用の構築物のうち幼児用のものとして財務省令で定めるもの

二　遊戯具その他の器具及び備品で財務省令で定めるもの

2　法人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した建物及びその附属設備、構築物並びに器具及び備品（以下この項及び次項において「建物等」という。）につき法第四十七条第一項の規定の適用を受ける場合には、当該建物等につき同項の規定の適用を受ける最初の事業年度の確定申告書等に財務省令で定める書類を添付しなければならない。

3　前項の法人が、その取得し、又は製作し、若しくは建設した建物等に係る法第四十七条第一項に規定する供用日から同項の規定の適用を受けようとする事業年度開始の日の前日までの期間内の日を含む各連結事業年度において当該建物等につき法第六十八条の三十四第一項の規定の適用を受けている場合において、当該適用を受けた最初の連結事業年度の連結確定申告書等に第三十九条の六十三第二項に規定する財務省令で定める書類の添付があるときは、前項に規定する最初の事業年度の確定申告書等に同項に規定する財務省令で定める書類の添付があつたものとみなす。

第三十条第一項に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第九十四条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の二の規定

第三十条第三項中「第七号」を「第八号」に、「第八号から第十四号まで」を「第九号から第十六号まで」に改め、同項第二号中「第九号」を「第十号」に改め、同項第三号中「第十号」を「第十一号」に改め、同項第四号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同項第五号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同項第六号中「第十三号」を「第十四号」に改め、同項第七号中「第十四号」を「第十五号」に改め、同項第十四号を同項第十五号とし、同項第八号から第十三号までを一号ずつ繰り下げ、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号。以下この号及び第十六号において「平成三十年改正法」という。）附則第九十四条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の二の規定

第三十条第三項に次の一号を加える。

十六　平成三十年改正法附則第百十条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる平成三十年改正法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第六十八条の三十三の規定

第三十条第四項中「第七号」を「第八号」に、「前項第九号から第十六号まで」を「前項第十号から第十七号まで」に改める。

第三十一条中「第七号」を「第八号」に、「前条第三項第八号から第十四号まで」を「前条第三項第九号から第十六号まで」に改める。

第三十二条第一項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七　所得税法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第七号）附則第九十四条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十六条の二の規定

第三十二条第二項中「第六号」を「第七号」に改める。

第三十二条の二第七項第一号中「（次号」を「（同号」に改め、同条第十三項中「係る合併法人」の下に「（当該被合併法人の法人税法第二条第十四号に規定する株主等（第十五項及び第十六項第二号において「株主等」という。）が同条第十二号の八に規定する全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人の株式等の交付を受ける場合にあつては、当該法人。以下この項及び次項において「合併法人等」という。）」を加え、「合併法人に」を「合併法人等に」に改め、同条第十四項中「合併法人が」を「合併法人等が」に改め、同条第十五項中「係る分割承継法人」の下に「（当該分割法人の株主等が法人税法第二条第十二号の十一に規定する全部を保有する関係として政令で定める関係がある法人（以下この項及び次項第二号において「分割承継親法人」という。）の株式等の交付を受ける場合にあつては、当該分割承継親法人。以下この項において「分割承継法人等」という。）」